

● 本検討会における提言に向けた現時点における現状整理と今後の方向性（案）

	現状の問題点	委員からいただいた主な御意見	今後の方向性
交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は運転に運転免許を要さず気軽に乗れる乗り物である反面、運転免許制度の枠組みにおいて実施されるような体系的な教育を受ける場がない。 ○ 自転車の活用ニーズが拡大している中で、自転車の交通事故の抑止を図り、良好な交通秩序を実現するためには、自転車の交通安全教育も抜本的に強化していく必要がある。その一方で、リソースの制約もあり、警察のみでこれら全ての需要に対応することは困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これからの交通安全教育においては、業界団体や自転車活用推進本部、警察をはじめとした関係者全てが関わって協議会のようなものを立ち上げ、交通安全教育の質を向上させたり、効果を検証するというような仕組みを構築できないか。 ○ 交通安全教育として盛り込むべき内容の基準となるようなものを整備して教育することができれば、どのような団体が自転車の交通安全教育を実施したとしても、最低限必要な内容を伝えることができるのではないかと。 ○ 自転車運転者側の意識だけを変えるだけでは意味がなく、道路空間を共有する自動車等についても意識を変えることにより、全ての交通主体が安全に共存できるようにするべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の運転者が、自身のライフステージに応じた教育内容を受けられるようにすることを目指し、官民連携をこれまで以上に強化し、自転車の交通安全教育の提供主体を警察以外の主体（民間事業者等）にも拡充していくとともに、需要を把握・発掘するため、警察が主体となって各方面に対して働きかけを行う。 ○ 具体的には、国において、自転車の販売事業者や振興団体等の関係者が参画する自転車の安全利用の官民連携の拠点となる協議会を構築し、自転車の安全教育のためのガイドラインを作成するほか、自転車の安全教育に携わる当事者の意見を定期的に集約し、改善点について協議する。 ○ これまで警察において行ってきた自転車の安全教育の内容についても科学的・実証的な観点から検証を行い、より効果的なものとなるよう見直しを行うとともに、自動車の運転者に対して自転車が道路空間を共有する交通主体の一員であることを認識させる機会を設けるなどする。
違反処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民のライフスタイルや交通活動の変化に伴い、自転車の活用ニーズが拡大している状況の中、自転車の交通違反の検挙件数は10年前（平成25年）と比較して3倍以上に増加。 ○ 現状、自転車は交通反則通告制度の対象外であり、自転車の交通違反は刑事手続（赤切符）で処理しており、取締りの現場で長時間の手続きや、検察・裁判所への出頭を要するなど、国民に多大な負担が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自転車は車両の仲間である」という大原則に立ち戻って制度を考えるべきであるため、自転車についても自動車と同様に、交通反則通告制度を適用させるのが自然だと考えている。 ○ 行政制裁金のように、全く新たな制度を設計すると導入までに時間がかかることに加え、自転車の違反のみを行政制裁金の対象とするのは、自動車や原動機付自転車の違反との関係で整合性が取れないという問題があるため、現実的な方策として、差し当たり交通反則通告制度の対象を拡大するのがよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を交通反則通告制度の対象とすることで、国民の負担軽減を図るとともに、違反者に反則金という即罰的なペナルティを課すことにより、自転車の交通ルール遵守の意識向上を図る。 ○ 交通反則通告制度の対象となる違反行為は、現行の自動車に対するものと同様、明白かつ現場での確認が容易な定型な行為とし、これに当てはまらない悪質な違反行為（飲酒運転、妨害運転等）については通常の刑事手続（赤切符等）で引き続き処理する。 ○ なお、交通反則通告制度の自転車への適用の開始後においても、引き続き、歩行者等の道路空間を共有する他の交通主体に対する迷惑性・危険性が高い交通違反行為（例：信号無視、普通自転車の歩道徐行等義務違反）を重点的に取締りを行うこととする。
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車対歩行者の事故が近年増加傾向にあり、交通弱者である歩行者を保護する必要性に鑑みると、歩道上における自転車と歩行者との交錯を避けるためには、自転車の車道通行を一層徹底させるための取組を強化することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状はこどもを乗せた自転車でも自動車から幅寄せをされてしまう状況にある中で、自転車に車道を通れと言われても難しいことから、自転車が安全に車道を通れるよう、自動車側に配慮を求める必要があるのではないかと。 ○ 愛媛県で行っている「思いやり1.5 m運動」の考え方は全国に広げていく必要がある。自転車の横を通過するときはしっかりと間隔を空けて、お互いが気持ちよく使えるように、というメッセージが伝わるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車運転者の車道通行時の心理的不安感を和らげ、自転車の車道通行の原則の徹底を図るため、自転車の側方を通過する際の自動車等の運転者が、自転車の存在に配慮して安全な運転を行うよう、自動車の意識向上に向けた取組を進める。